

令和7年度みどり市結婚新生活支援補助金のご案内

結婚 新生活

を応援します。

令和7年7月スタート!

最大
100万円

を補助します!

新婚夫婦を対象に、新生活に伴う家賃や引っ越し等の費用を補助します。

補助金額

夫婦共に **29** 歳以下 : **60**万円

夫婦共に **39** 歳以下 : **30**万円

さらに、
大間々町北部※1に居住の場合 : + **20**万円

※1 浅原、長尾根、小平、塩原、塩沢、上神梅、下神梅

東町に居住の場合 : + **40**万円

対象経費

結婚を機に令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った以下の費用

(1)住宅取得費用 (2)住宅リフォーム費用 (3)住宅賃借費用 (4)引っ越し費用

対象条件

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出した又は受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 夫婦の合計所得が500万円未満 ※貸与型奨学金を返済している場合は、夫婦の合計所得から年間返済額を控除した額
- 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている など

申請の際は、
事前にご相談
ください。



【みどり市HP】

【問い合わせ】

みどり市 こども課 こども政策係

Tel : 0277-76-0995

E-Mail : kodomo@city.midori.lg.jp

〒376-0192

群馬県みどり市大間々町大間々1511番地

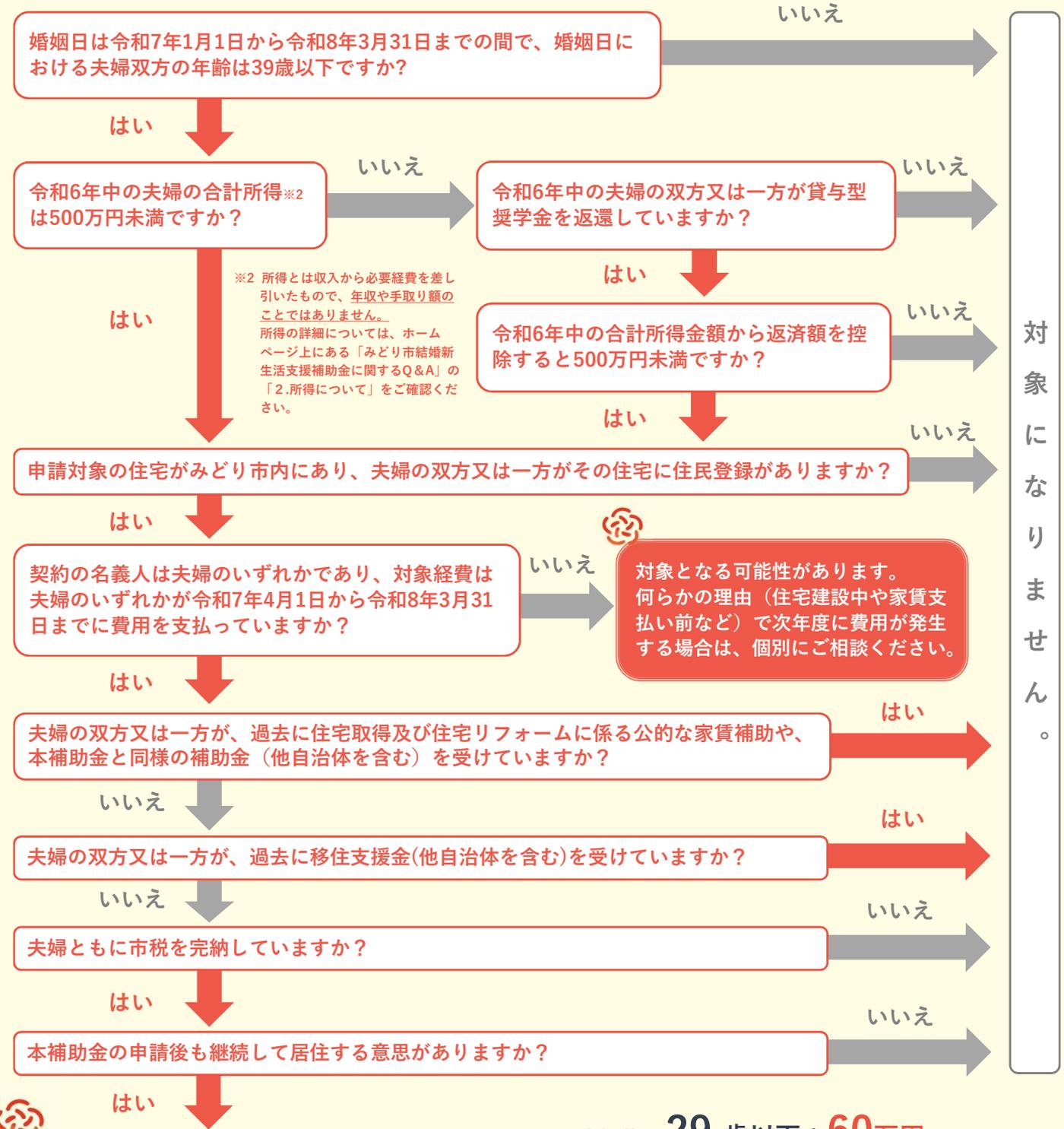
開庁日：月～金（祝日を除く）8：30～17：15

まずは裏面のフローチャート
で対象となるか確認!

申し込み確認用フローチャート

このフローチャートでは、おおまかな対象要件に基づいて補助対象となるか否かを確認することができます。対象外と判定された場合でも、事情により補助対象となる場合があります。詳細な補助要件等については、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

START



申請することができます。
申請にあたっては、令和7年11月28日（金）までに電話または子ども課の窓口で事前にご相談ください。また、申請方法や必要書類などの詳細は、市ホームページに掲載していますので、あらかじめご確認ください。

夫婦共に **29歳以下**：60万円

夫婦共に **39歳以下**：30万円

さらに、大間々町北部※1に居住の場合：+ 20万円

※1 浅原、長尾根、小平、塩原、塩沢、上神梅、下神梅

東町に居住の場合：+ 40万円